

令和3年度版

ひとり親家庭のしおり

親子を、みんなで応援します

◇ 横浜市

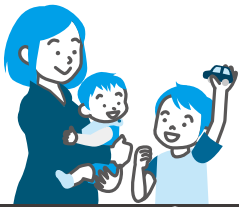


横浜市のひとり親家庭支援に関する事業については右の二次元コードをご確認ください。※情報は随時更新していきます

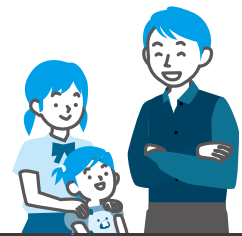
■ひとり親家庭のしおり

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/shiori.html>

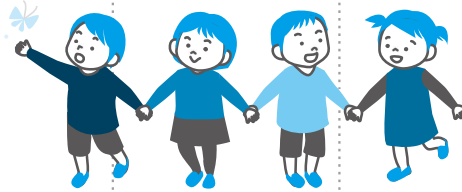




ライフステージからみた ひとり親家庭や子育てのための 主な支援



お子さんの年齢		就学前(0～6歳)	小学校(～12歳)	中学校(～15歳)	高校(～18歳)	大学等(18歳～)
経済支援	手当	児童扶養手当(ひとり親等) P1				
		児童手当 P1				
	医療費	ひとり親家庭等医療費助成 P1				
		小児医療費助成 P1				
貸付	母子父子寡婦福祉資金の貸付 P2					
生活支援		日常生活支援事業(ヘルパー派遣) P2				
子育て支援	預け先	乳幼児一時預かり P3				
		保育所・幼稚園認定子ども園 P3	放課後児童クラブ P3			
		横浜子育てサポートシステム P3				
		病児・病後児保育 P3				
教育費助成・貸付			就学援助 P3	高等学校奨学金 P3~4	大学奨学金 P4	
				母子父子寡婦福祉資金の貸付(修学資金・就学支度金) P2		
子どもの発達		子ども・家庭支援相談 P4				
			思春期相談 P4			



ひとり親家庭のみ対象



経済的な支援

手当

児童扶養手当

ひとり親家庭等の方に支給されます。支給期間は児童が18歳になった後の最初の3月(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)までです。(所得制限があります)

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

▶ 区子ども青少年局こども家庭課 TEL 641-8411

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

医療費

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の方が医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。ただし、他の医療費助成や生活保護などを受けている方は除きます。(所得制限があります)

▶ 区福祉保健センター保険年金課保険係

小児医療費助成

健康保険に加入している0歳から中学3年生のお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。(3歳児以上には所得制限があります)

▶ 区福祉保健センター保険年金課保険係

貸付

母子父子寡婦福祉資金

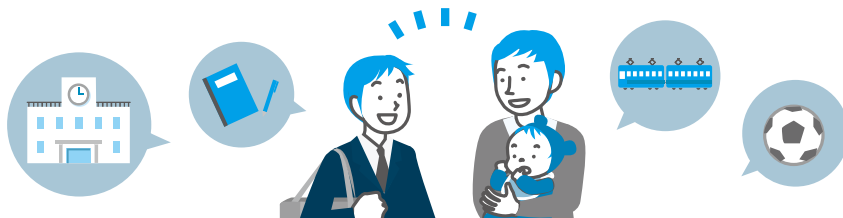
母子家庭・父子家庭・寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、「修学資金」等各種資金をお貸しします。ただし、日本学生支援機構奨学金(貸与型)・神奈川県高等学校就学金等を借りられる方は、対象となりません。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

生活福祉資金

収入が少ない世帯の方に、生活の安定や経済的自立を図るため、目的に応じた資金をお貸しします。貸付には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

▶ 区社会福祉協議会 P7



各種減免

特別乗車券

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方(世帯で1人)に、市営バス・民営バス(市外の停留所で乗車し、かつ降車する場合を除く)・市営地下鉄・シーサイドラインの無料乗車券が交付されます。(利用者の写真が必要です)

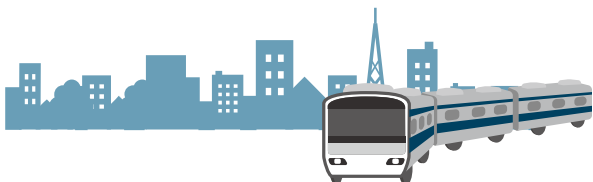
▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 P7

JR通勤定期券割引

児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯の方の通勤定期代が3割引になります。

※区・福祉保健センターで証明書を発行します。
(証明用の写真が必要です)

▶ JRの窓口



水道料金等の減免

ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額の減免が受けられます。

▶ 水道局お客さまサービスセンター TEL 847-6262

粗大ごみ処理手数料の減免

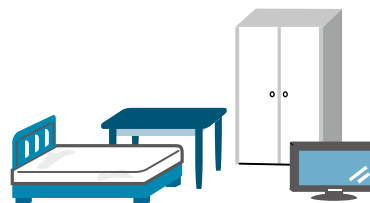
ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、粗大ごみ処理手数料が年間4個まで免除になります。

※年間=4月から翌年3月まで

▶ 粗大ごみ受付センター

[一般加入電話などから] TEL 0570-200-530

[携帯電話・PHSから] TEL 045-330-3953



生活の支援

日常生活支援事業(ヘルパー派遣)

家族の病気や本人の通学・仕事、離婚して間もないなどで、一時的に家事・育児等にお困りの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が利用できます。家庭生活支援員(ヘルパー)が日常生活のお手伝いをします。

▶ こども青少年局こども家庭課 TEL 671-2390

生活保護

収入や資産、他の制度等を活用しても、生活費や医療費に困ったときには、生活保護を利用できる場合があります。

▶ 区福祉保健センター生活支援課

生活困窮者支援制度

生活にお困りの方、またはそのおそれのある方へ、就労に向けた支援や家計の見直しなど継続的な相談支援を行います。

▶ 区福祉保健センター生活支援課

ニュー福祉定期預金

児童扶養手当等の支給を受けている方がご利用になれます。定期預貯金の利率に一定の利率が加算されます。なお、取り扱っていない金融機関があります。詳細については、各金融機関に直接お問い合わせください。

▶ 各金融機関



子育て支援

預かり先

保育所 認定こども園・幼稚園

保護者の方が仕事などのため、子どもの保育所等での保育を必要とするとき、利用の申請ができます。対象は就学前の乳幼児です。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 TEL 671-3564

乳幼児一時預かり

用事を済ませたい、少しだけリフレッシュしたい、急に仕事が入ったなど、誰かの手を借りて子どもを見てもらうことが必要になった際に、一時的に預けることができます。児童扶養手当受給世帯は、利用料が全額減免になります。(利用前に手続きあり)

▶ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 TEL 671-3564

横浜子育てサポートシステム

登録をした会員同士が、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。冠婚葬祭、就業、自分の時間を持ちたい場合等に利用できます。生後57日以上～小学校6年生の子どもが対象です。

▶ 横浜子育てサポートシステム各区支部事務局
(ホームページ参照)

病児保育

病気中または病気回復期の児童を病初期の段階から医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等が一時的に保育します。対象は生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)です。児童扶養手当受給世帯は、利用料(2,000円)が全額減免となります。(要手続き)

▶ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
TEL 671-3564

放課後キッズクラブ

小学校施設を活用して、「遊び場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供します。対象は小学校1年生から6年生の児童です。市民税所得割非課税世帯・生活保護世帯・就学援助世帯は、利用料の減免が受けられます。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 TEL 671-3564

放課後児童クラブ

仕事などのため、放課後に保護者の方が家庭にいない児童の居場所を提供します。対象は小学校1年生から6年生の児童です。利用料の減免制度を設けている放課後児童クラブもあります。

▶ 区福祉保健センターこども家庭支援課 TEL 671-3564

特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール

一部の特別支援学校の施設を活用して、放課後に遊びを通じた異年齢児間の交流を図ります。対象は当該特別支援学校の小学部及び中学部の児童・生徒です。利用料は無料です(但し実費負担有)。

▶ こども青少年局放課後児童育成課 TEL 671-4446

病後児保育

病気回復期の児童を専用の病後児保育室で、看護師等が一時的に保育します。対象は生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)です。児童扶養手当受給世帯は利用料(2,000円)が全額減免となります。(要手続き)

▶ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
TEL 671-3564

教育費用

就学援助

子どもを小・中・義務教育学校・中等教育(前期)学校(市内の私立や市内外の国立・県立学校等含む)へ就学させるのに経済的な理由でお困りの方に、学用品費、修学旅行費、給食費などを支給します。申請先は在学する学校です。

▶ 教育委員会学校支援・地域連携課 TEL 671-3270

高等学校等就学支援金

所得等要件(市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 × 3/4(政令市)で計算される算定基準額が30万4,200円未満)を満たす世帯の生徒は、申請により高等学校等就学支援金が授業料に充てられ負担が軽減されます。(公立高校の場合は負担がなくなります)

▶ 市立高校 ▶ 横浜市教育委員会学校支援・地域連携課
TEL 671-3474

▶ 県立学校 ▶ 神奈川県教育委員会財務課
TEL 210-8113

▶ 私立高校等 ▶ 神奈川県私学振興課 TEL 210-3793

高校受検料等減免・一部補助

経済的な理由で支払いが困難な方に対し、市内公立高校の受検料、入学料、授業料(徴収対象者のみ)の減免制度があります。また県内の私立高校等に就学した場合、所得等要件(市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 × 3/4(政令市)で計算される算定基準額が22万7,100円未満)の家庭は、入学金と授業料が軽減されます。

▶ 市立高校 ▶ 横浜市教育委員会学校支援・地域連携課
TEL 671-3474

▶ 県立学校 ▶ 神奈川県教育委員会財務課
TEL 210-8113

▶ 私立高校等 ▶ 神奈川県私学振興課 TEL 210-3793

